

福山市立一ツ橋中学校

生徒のルール



第一章【総則】

このルールは、「自ら輝く、ともに輝く」という本校の教育目標に基づき、安心・安全で充実した学校生活を送ることが目的である。

そして生徒一人ひとりが一ツ橋中学校の生徒であるということを自覚し、誇りを持って行動するためのものである。

第二章【学校の生活】

①制服

〈男子〉

○学校で指定した服

- ・学生服
- ・ズボンにベルトを着用
- ・カッターシャツ（半袖・長袖）
→裾はズボンの中に入れる

○名札（左胸に着用）

〈女子〉

○学校で指定した服

- ・ボウタイ
- ・ジャンパースカート, または夏用スカート
→膝が隠れる程度の長さに統一する
- ・ブラウス（半袖・長袖）
- ・スラックス（女子用）にベルトを着用
→裾はズボンの中に入れる

○名札（左胸に着用）

※体調や季節に合わせて組み合わせは自由とする。

（例）

女子の場合

- 夏 ..夏用スカート(スラックス) 半袖ブラウス
- 秋初め ..夏用スカート(スラックス) 長袖ブラウス
- 秋終わり ..ジャンパースカート(スラックス) 長袖ブラウス など

男子の場合

- 夏 ..半袖シャツ ズボン
- 秋初め ..学生服 半袖シャツ ズボン
- 秋終わり ..学生服 長袖シャツ ズボン など



②その他の服装

・セーター、ベスト、カーディガンの色の指定はしないが、白や黒、グレー、紺などのシンプルな色とする。(派手な柄・蛍光色などは禁止)

※体温調節を上手に行うため、セーター、ベスト、カーディガン”のみ”の着用を許可する。

- ・登校時には白や黒、グレーなどのシンプルな色の防寒着を着用しても良い。
- ・手袋、マフラー、ネックウォーマーなどの防寒具や防寒着は教室で外し、カバンの中へ入れる。
- ・授業中はひざ掛け・座布団を使うことを許可する。
- ・靴下は白または黒を基調としたもの。
- ・靴は白または黒を基調とした運動に適した靴。
- ・女子のタイツは黒またはベージュを基調としたもの。

③頭髪・眉毛

(事情のある場合は除く)

- ・髪色は染色・脱色不可とする。
- ・整髪料は身だしなみを整える程度のみ使用可能とする。(寝癖を直す等)
→学校に持ってくることは禁止とする。
- ・学校生活に支障がない、清楚で自然な髪型とする。
→髪を下ろしたままの学校生活は支障がない限り、可能とするが、必要な場面では髪を結ぶ。
→皮膚が見えるほどの刈り上げや髪を巻くなどの行為は禁止とする。
- ・眉毛は人から見て不快ではない場合は、整えても良いとする。
→切り込みを入れるなどの行為は禁止する。

④カバン

・カバンについては、規定の第一カバンを使用し、入らない場合はサブバックを使用する。(サブバックは周りから見て不快にならないものにする)

⑤持ち物

・授業に必要なものは持ち込まない。

⑥その他

・化粧、マニキュア等装飾禁止。

第三章【校外での生活】

①校外での生活・マナー

- ・社会のルールを守る意義について理解し、自主的・自律的な生活を送ることができるようにする。
- ・一ツ橋中の生徒として地域の一員だということを考えて行動し、犯罪を起こさないことはもちろん、地域の人達に迷惑をかけることのない生活を送るようにする。

②外出時の決まり

- ・家に帰る時間、行く場所、お金の使い方などを家庭で話し合い、自分の身を守れるようなルールを決め、各自それに従う。
- ・登下校中には店などに寄らずに家へ帰ることにする。

第四章【部活動の時間と下校時間】

部活動の活動時間及び終了時間、それに伴う下校時間を下記の通り定める。

①5 時間授業の日

16:45 終了 17:00 完全下校

②6 時間授業の日

<4月1日～春季総体まで>

17:15 終了 17:30 完全下校

<春季総体～3月末>

16:45 終了 17:00 完全下校

③長期休業中の活動

8:30～16:00 の間

大会前や大会は例外

④下校時間

部活動に参加していない生徒

帰り学活終了後15分以内に下校する。

第五章【特別な指導】

①次の問題を起こした生徒で、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

- ・法令・法規等に違反する触法行為
- ・福山市立一ツ橋生徒のルールに違反する行為
- ・繰り返し行われる授業妨害（教師の判断で一回目でも別室で対応する）
- ・校内でのいじめやその他の問題行為
- ・校外での問題行為

②教育上特別な指導が必要と判断した場合は、保護者に来校を求め、経緯や指導方針を説明する。

第六章【届け出・許可証の必要なもの】

①遅刻・欠席連絡（8時15分までに保護者が連絡）

②病気・事故・早退等

③保健室利用（緊急の怪我以外の場合：原則担任か授業担任に理由を言い許可書を書いてもらう。）

④自転車通学（許可制・・・学校が指定した区域、許可区域外で事情がある場合は担任を通して学校の許可を得ること）

⑤JR（100km以上）の学割は担任に申し出ること。

第七章【自転車通学】

- ・自転車通学をする生徒はヘルメットを被ること。（長期休業中や休日も同様）
- ・学校の敷地内では自転車は押して歩く。